

毛亡き後に神話を守る

——遵義会議をめぐる文献学的考察

石川 禎 浩

はじめに	409
I 『遵義会議文献』所収の三つの資料	411
II モスクワにおける長征報道と陳雲	424
III 「英勇的西征」諸版本の謎	429
むすびに代えて——毛沢東の遵義会議認識	435

はじめに

中国共産党に、党と革命の歴史に関する決議が二つあることはよく知られている。一つは、毛沢東が全党の指導権を確立する過程で、長期間の準備作業ののち、1945年4月に中共6期7中全会で原則採択され、のち同年8月に7期1中全会（第二回会議）において全会一致で採択された「若干の歴史問題に関する決議」であり、もう一つは毛沢東亡き後、1981年6月に党11期6中全会で採択された「建国以来の党の若干の歴史問題に関する決議」である。前者は全文約2万7千字、後者も3万5千字余り、いずれも全篇これ歴史にかんする叙述と評価になっている。

政党が自党の歴史を叙述することに意を用いるのは当然だが、中共におけるその重要性は特別である。前者の取りまとめが1940年代前半に行われた際、それを聞き知った国民党の大物政治家（王世杰）は、周恩来に「なぜこんなに時間をかけて歴史の総括をするのか」と尋ねたという。国民党ではありえないし、普通の政党はそんなことはしないというのが王の言い分だった⁽¹⁾。確かに、ある政党が長期にわたる準備と議論ののち、歴史叙述と評価を決議文書として採択するというのは、かなり特異なことと言ってよかろう。それも二度にわたってである。

二つの歴史決議のうち、前者は建党から抗日戦争までの時期の中国共産党（以下適宜「中

共」と略称)の歴史を、4回にわたる「誤った路線」と毛沢東を中心とする「正しい路線」との路線闘争の過程として総括したもので、特に1935年1月に「長征」途上の貴州省遵義で開かれた中央政治局拡大会議、俗に言う「遵義会議」によって、それまでの左傾の誤りが正され、毛沢東の党内での指導権が確立したこと、それ以後、毛沢東の指導のもとで中国革命と共産党が完全に正しい歩みをたどってきたことを確認するものである。「遵義会議」の語は決議文に8回も使われており、この決議の、すなわち当時の党史記述におけるキーワードだといって差し支えあるまい。

一方、後者は大躍進以後、特に文化大革命に至る時期の毛に重大な誤りがあったと断じるものとして知られているが、その誤りも含めて毛の全生涯を見た場合、「中国革命における功績はその過失を大きく上回っている」と評する。その意味では、この1981年の決議は、前決議を修正・改訂するものではなく、形式的にも内容的にも、前決議を継承・補完するものにほかならない⁽²⁾。主人公はやはり毛沢東であり、決議の冒頭に、3千字ほどの「建国前28年の歴史の回顧」というまえがきに相当する文章があること、その内容が基本的に前決議を踏襲するものであることが、両者の継承・補完の関係をよく物語っている⁽³⁾。それゆえ、その「建国前28年の歴史の回顧」では、毛沢東が遵義会議によって党内の指導的地位を確立したこと、会議が党と革命の歴史の上で、生死を分かち転換点であったことが改めて強調されているのである⁽⁴⁾。

このように、中国共産党にとっても、毛沢東にとっても、その歩みを語る上で、遵義会議は光明への転換点であり、毛沢東神話の最重要ピースの一つであり続けている。そのことは、おおよそ中国革命の歴史を知る者であれば、ある種の常識であるとさえ言ってよい。もっとも近年、中国内外で「歴史決議」の政治性についての見直し、再検討がなされ、合わせて史実に関する実証研究も進展してきたため、「遵義会議」自体については、毛沢東の指導権確立のメルクマールとして特筆大書する色合いは、かつてに比べれば、かなり薄れたと行ってよい。すなわち、毛が遵義会議で得たものは軍事的な指導権の一部であって、それまでの党の政治路線が毛のそれに一挙に取って代わられたわけではないこと、あるいは遵義会議での方針転換は毛が一人で成し遂げたことではなく、他の指導者の理解・同調の結果であることが指摘されるようになってきているのである。近年、遵義会議の意義について、「毛沢東が全党にたいする指導を初歩的に確立した会議」という言い方をしたり、あるいはその会議を毛沢東の指導権確立の長い過程の一コマと位置づける、いわゆる「広義の遵義会議」論が提起されたりしているのはそのためである⁽⁵⁾。とは言いながら、1981年の決議はもちろんのこと、1945年の決議も、その後に取り消されていないのだから、大きく見れば、「遵義会議」を毛沢東の指導権確立と関連づけ、かつ中国革命の転換点と同一視

する観念は、今も遵守・把持すべき党と党員の規範だということになる。

これほどまでに重要な遵義会議だが、実はこの中央政治局拡大会議について、残されている会議自体の関連文献（一次文献）は決して多くない。例えば、遵義会議から半世紀、つまり毛沢東もすでに世を去った1985年に、会議から50周年になるのを記念して、初の公式資料集『遵義会議文献』⁽⁶⁾が公刊されたが、収録されている1935年当時の一次文献はわずかに三点であり、ほかは当事者の後の回想や報告、そしてその遵義会議を政治的に位置づけた党内文書、すなわち二つの歴史決議といった派生文献に過ぎないのである。問題は、その三点の一次文献自体の紹介のされ方がかなり特殊、かつ不可解だったことにある。また、この資料集の刊行に前後して、長征（遵義会議を含む）を対外的に報道・紹介した当時の中共関係者の文章のあることが発掘され、党史関連の刊行物に紹介されたが、これもまた奇妙な編纂を経た「資料」であった。

そこで本稿では、危機の中での指導者の劇的な交代、そして毛の権威確立という一連の「毛沢東神話」の重要ピースである遵義会議の歴史資料が、毛の生前・死後にどのように扱われてきたのかを概観し、次いで毛の死後、すでに揺るぎない地位を与えられたはずの遵義会議をめぐる、党幹部や党史関係者が、いったい何を企図して毛神話の護持者となったのかを、資料ごとに検討していく。

I 『遵義会議文献』所収の三つの資料

遵義会議は、中共中央と紅軍が長途移動途中に開催した一種の緊急会議であり、会議そのものに関わって当時作成された資料は極めて少なかった、あるいは作成されたかも知れぬが、その残存状況が悪く、現時点で確認できるのは、1985年に人民出版社より刊行された『遵義会議文献』に収録された次の三件のみである（タイトル表記や文書の日付はみな収録時のまま）。なお、この書の編者によれば、この三件のオリジナルはいずれも中央档案馆に所蔵されている。

- ・「敵の第五次“圍剿”に反対する闘争についての総括決議」（1935年1月17日）
- ・「中共中央の二、六軍団、四方面軍および中央軍区に致す電報」（1935年2月28日）
- ・「遵義政治局拡大会議伝達提綱」（1935年2月或いは3月）

以下、それぞれの文献ごとに作成の経緯を推測し、あわせて資料集（『遵義会議文献』）収録時の問題点について述べていくことにする⁽⁷⁾が、それら文献の中身を検討するのに合

わせて、遵義会議についての基本的史実（会期、出席者、場所）は、いつ頃から確定されていったのかについて、すなわち遵義会議研究史も必要に応じて紹介していく。

1 遵義会議決議

「敵の第五次“囲剿”に反対する闘争についての総括決議」（關於反対敵人五次“囲剿”的総括決議、1935年1月17日政治局会議通過）は、いわゆる遵義会議で採択された決議とみられる文書であり、会議での議論に関連して採択が確認されているのはこれのみである。遵義会議といえば、それまでの指導部（政治責任者としての博古〔秦邦憲〕、軍事責任者としての李徳こと、オットー・ブラウンら）に対して、毛沢東をはじめとする党内の有力幹部が反発、批判の声を上げたということで知られているが、討議の中身をうかがわせるような記録、つまり会議速記録や議事録は残されていない。それゆえ、会議の経過と結論を文章にまとめたこの決議——特に「××同志の第五次“囲剿”の総括にかんする報告、および×××同志の副報告を聴取した後、政治局拡大会議は××同志の報告は基本的には正しくないものであると考える」という冒頭の一段——の重要さは、とりわけ大きいと言わねばならない。伏せ字にされている××（二字名）は博古、×××（三字名）は周恩来と見てよく、この二人、特に博古（秦邦憲）が会議では批判の矢面に立たされたことが知れる。

この決議は、中共内では早くからその重要性を認定されたものであったため、折々に資料集に収録されており、早い時期の例では1941年に毛の命を受け、延安で編纂、印刷された『六大以来』、および同書から主要文献を選び出して1943年10月に発行された『兩条路線』に遵義会議決議が収録されている⁽⁸⁾。恐らくは長征部隊とともに陝北まで運ばれてきたものであろう。ただし、やや奇妙なのはこの延安『六大以来』版の決議の日付が1935年1月8日になっていることである。現在、遵義会議は1935年1月15日から17日にかけて開催されたことがわかっているが、そこで採択されたはずの決議文が会議より早い日付を持っているのは、あきらかにおかしいであろう。遵義会議決議に1月8日採択の日付を与える資料集はこのほか、『中国革命史参考資料』（1957年、中国人民大学教研室編印、第3集）、『中共党史教学参考資料』（中共中央宣传部編印、1957年、第1批）などがある⁽⁹⁾。

遵義会議の会期が1月8日ではありえない（紅軍、および党中央の遵義進駐が8日よりも後であること）ことは比較的早くからわかっていたらしいが、正しい日付の手がかりになる具体的な資料はなかなか確認できなかった。かくして、中共党史にかんする刊行物は1960年代まで、遵義会議の日付を単に1935年1月とのみ記すことがほとんどだった⁽¹⁰⁾。つまりは、それ以上の細かい詮索・考証をしない方針だったと見られる。中国国内では、前

述の『中国革命史参考資料』など党史関係者向けの特殊資料集を見れば、同決議を見られたわけだが、1950-60年代の党史を取り巻く環境を考慮するならば、決議の文言に立ち入るがごとき（つまり、毛沢東の権威の誕生経緯を探ろうとする）行為は非常に危険であった。例えば、公開発行の雑誌『文物』が、遵義会議の30周年にあたる1965年に「遵義会議的光芒」と題して特集を組んださいには、「決議」の封面（遵義会議記念館蔵品）の写真（【図1】）だけを掲載するのが精いっぱいのところだった。そしてその後、翌1966年より十年にわたる動乱の中、「遵義会議決議」を含む党史研究は事実上休止を余儀なくされてしまうのである。

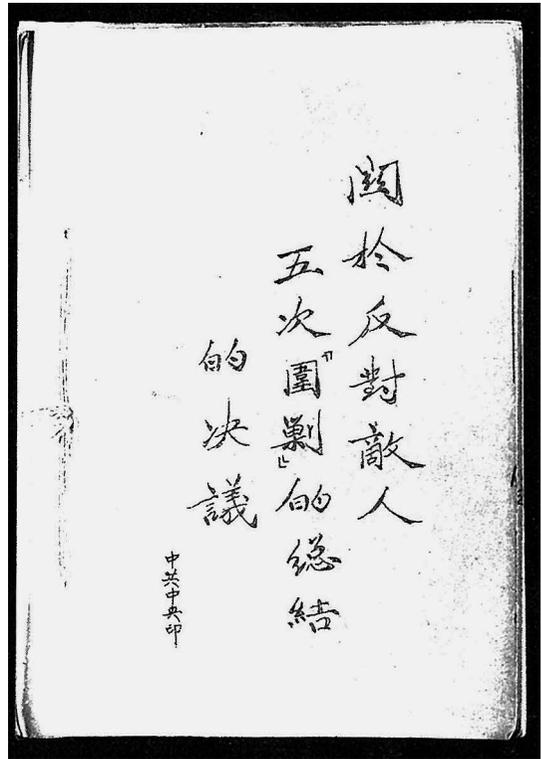


図1

だが、不思議なことに1980年代に遵義会議研究が再開されたとき、決議はそれまでとは違う1月17日という日付を与えられていた。『遵義会議文献』が収録する決議文も、1月17日の日付であるが、これは文革終結後に進められた会議の会期や顔ぶれについての実証研究をある程度反映したものであったといえる。同会議の会期と参加者の顔ぶれは、会議参加者の参会スケジュール調整のために交わされた往來電が見つかったこともあり、1980年代初めはかなり考証が進んだ。その結果、それら電報⁽¹¹⁾と関係者相互の回想⁽¹²⁾の突き合わせによって、会議に出席したのは、毛沢東、周恩来を筆頭に約20人、会期は15-17日であったらしいことが、1983年までに党の歴史担当部門の調査の結果として報告されたのだった⁽¹³⁾。『遵義会議文献』の決議の日付についての注記はこれを受けたものだが、そのさい会議の最終日はすなわち決議の採択日であるという思考回路から、決議の日付について、「現存する本決議の各種版本は、いずれも『1935年1月8日に政治局会議で通過』と注記するが、調査によれば、会議が閉幕したのは1月17日である。決議は会の後で作成されたものではあっても、おのずから会議終了日を書くべきであろう」と注記したのだった⁽¹⁴⁾。簡単に言えば、会期が15-17日の三日間である以上、当然に決議文はその最終日に採択されるはずだという、よく言え

ば党の会議文化の常識、悪く言えばただの推定によって、決議には会議最終日の日付が与えられたわけである。

決議の日付がおかしいということに声を上げたのが、一部の党史研究者、具体的に言えば、決議の現物を保管している中央档案馆の関係者である。かれらは『遵義会議文献』の出版直後から、中央档案馆所蔵の遵義会議決議に二種のガリ刷りがあること、一つの文書には「1月8日」の日付があり、もう一つの文書には「1935年2月8日政治局会議採択」「2月16日印〔発〕」という日付があることを指摘した上で、後者の日付が正しいであろうこと、「1月8日」の日付は、2を1と書き間違えた可能性が高いことを解明したのであった。すなわち、決議は遵義会議そのものの場で討議・決定されたのではなく、その半月ほど後になって、政治局の会議（つまりは遵義会議のように大きな討議の場ではなく、遵義会議で選出された少数の新執行部）によって策定され、さらに一週間ほどのちに印刷・伝達されたものだったことを考証したのである⁽¹⁵⁾。

決議文の日付の問題は、実は誰がいつ遵義会議で合意された決定事項を文字にまとめたのか、つまり遵義で最高指導者として推挙されたのが誰だったかという問題に直結する。文革時期までの通説では、会議によって毛の指導権が確立されたわけだから、当然に決議は会議の閉幕前に毛によって起草されたものはずだという結論にいきつくわけだが、日付がうしろにずれるとなると、遵義でスンナリと毛の指導権が確立したと、簡単には言えないことになってしまうのである。

かくて、後述するほかの資料の発掘という事情もあり、最新版の中共党史の資料集では、「遵義会議」決議は会ののち2月になってから、張聞天によって起草されたものであることが、資料集などに明記されていくことになる⁽¹⁶⁾。これを受けて、遵義会議ののち、党内で政治面での総合的責任者として推戴されたのは張聞天である、すなわち毛沢東と並んで（あるいは毛よりも格上の指導者として）党の中枢を占めたのは張であるという歴史の見直し論が一部の党史研究者から提起されることになった⁽¹⁷⁾。ただ、残念なのは『遵義会議文献』が2009年に人民出版社より再刊されたさい、決議の日付は旧版のまま改められなかった（採択日を1月17日と記す）ことだった。

2 中共中央より他の方面軍などに送られた遵義会議の概要通達

決議とならぶ貴重な資料として、『遵義会議文献』に収められているのが、遵義会議の決定事項を他の中共組織に伝達すべく作成された通告文であり、文献名は「中共中央致二、六軍団、四方面軍及中央軍区電（書記處、1935年2月28日）」となっている。遵義会議の前後、中共系の軍事組織、ソヴィエト区（革命根拠地）としては、いわゆる中央の部隊（第

一方面軍)のほか、各地に複数の組織が散在していた。主なものとしては、張国燾の率いる第四方面軍(川陝根拠地)や、任弼時、賀龍らに率いられた紅2軍団、紅6軍団(湘鄂川黔根拠地)があり、それらの軍も移動を繰り返していた。それゆえ、中央で大きな方針の変更があれば、それらの組織や軍に通達する必要があり、そのために作成されたのが遵義会議決議の概要をまとめた文書なのである。

ちなみに、のちに「長征」と呼ばれることになる戦略的転進が始まるまで、中央ソビエト区に置かれた中共中央は、かなりの出力の無線装置を使ってモスクワのコミンテルン、あるいは上海にあるその出先機関と交信していた。ところが、長征の途上、大型無線機の運搬と暗号コードの変更は、敵の追撃を受ける中で困難となり、やがてモスクワとの交信途絶という事態に追い込まれ、一年以上も、モスクワと正常な交信をすることができなくなった。その意味では、中共はその間、コミンテルンの意向を離れて自主的に判断し、決定を下すという、それまでにはなかった状況に置かれることになったのである。遵義会議は、まさにそうした状況中で行われたものであった。他方で、国内の革命根拠地やほかの紅軍部隊との無線連絡は維持されていた⁽¹⁸⁾から、それらの友軍と同志組織にたいして、党中央に転換をもたらした遵義会議のあらましを伝える必要があったわけである。

さて、その通達文書(以下、適宜「致電」と略称する)だが、『遵義会議文献』収録のその種の文献もまた、果たしていつどのように作成されたのか、不明な点の残るものである。「致電」は冒頭こう述べる。

(一) 政治局拡大会の決議の大意は以下の如し。第五次“困剿”における党の全般的な政治路線は正しいものであった。“困剿”を粉碎できなかった主要な原因は、客観的なものではなく、主観的なものであった。即ち、我々は軍事指導の面で、単純防御路線の誤りを犯し、中国国内戦争における戦略、戦術の基本的原則に違背してしまったのである。⁽¹⁹⁾

この電文内容は、言及されている「決議」が、前述のように拡大会議自体で採択されたものではなく、事後に政治局によって決定されたものだということを別にすれば、決議の要約としてはおかしなものではない。この文書は『遵義会議文献』の出版とほぼ同時に中央档案馆の内部紀要『文献和研究』(1985年第1期)にも収録されたが、実はその以前、1983年に党史関係者向けの内部刊行物『中共党史資料』(第6輯)で、ほぼ同文の資料が紹介されていた。『中共党史資料』版の不可思議な点は、内容の同じこの文書に「中央政治局拡大会議総結粉碎五次“困剿”戦争中経験教訓決議大綱」という別タイトルをつけ、かつ

その文書の作成日付を「1935年2月8日」としていることである。資料原文書にタイトルなどが無い場合、編者が内容をもとに適当なタイトルをつけるということはしばしば見られる。だが、かたや2月28日、こなた2月8日という風と同じ文書が別々の日付を持つということは、そんなに頻繁にあるわけではない。つまり、先に挙げた遵義会議決議だけでなく、その決議内容を他の党内組織に伝達するこの文献も、どうやら別々の日付をもつ版本があるようだ。

『遵義会議文献』版と『中共党史資料』版の違いは、微妙ながら内容にも及ぶ。上記、引用文の冒頭の一文、中国語でいえば、「政治局

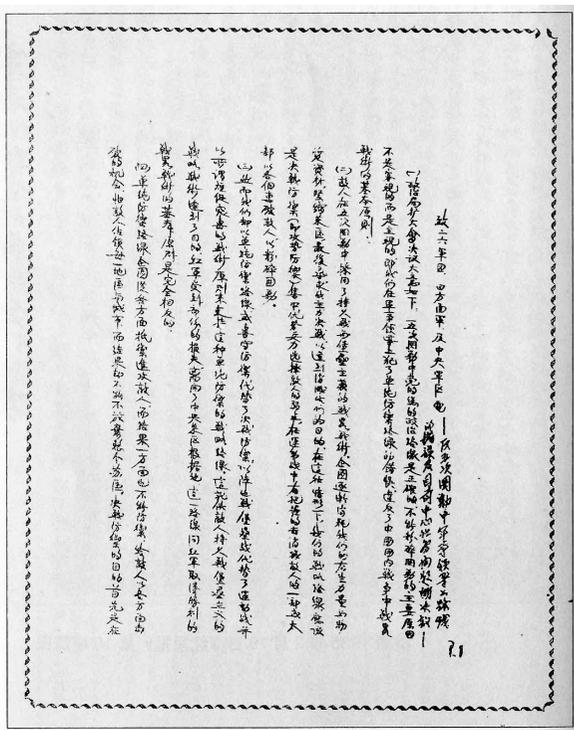


図2

拡大会決議大意如下」の一文が『中共党史資料』版にはついていないし、文中の用字も若干ではあるが異なる。つまり、前者の版では、文献自体が党中央政治局拡大会議の決定事項だということが明示されているのにたいし、後者では、その文献が如何なる性質のものなのか、文面からだけではわからない。1980年代では解けなかったこうした謎がとけたのは、21世紀に入ってからである。すなわち、それら二種の文献の写真版が前後して公表され、文献のオリジナルな姿が確認できるようになったのである（【図2、図3】⁽²⁰⁾）。

その二種の文献の内容とオリジナル写真を見ると、「中央政治局拡大会議總結粉碎五次“圍剿”戦争中經驗教訓決議大綱」（以下、「決議大綱」と略称）と「中共中央致二、六軍団、四方面軍及中央軍区電」（以下「致電」）は、ともに遵義会議の決議の概要を伝えるもので、文面はほぼ同じ、前者が長征本隊の人員に向けて作成されたものであるのに対し、後者は遠隔地の党組織向けに中央書記處によって作成されたものであることが判明する。となれば、両文献の作成期日はほぼ同時であると見てよからう。他方で、「決議大綱」は2月8日の日付を持ち、「致電」は2月28日の日付を持っているわけだが、それはどちらかの日付が誤記である可能性が非常に高いということを意味する。

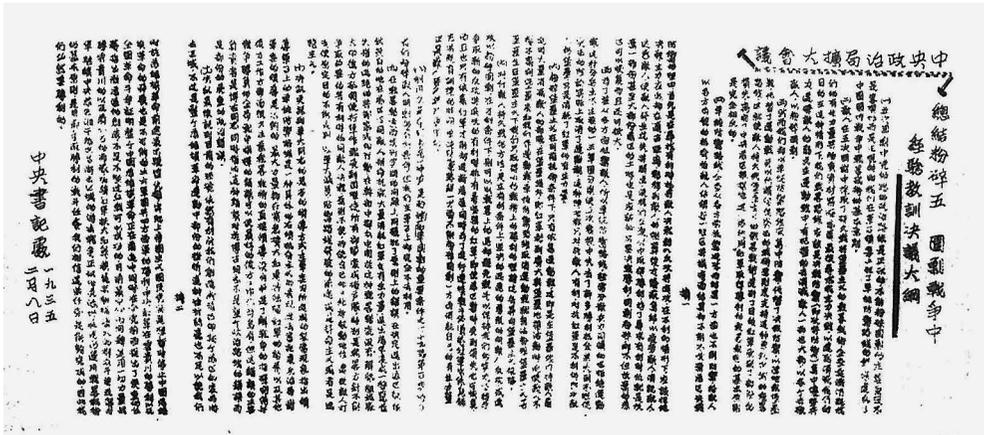


図3

結論から言えば、先に検討したように、決議自体の作成が「1935年2月8日政治局會議採択」、「2月16日印発」と見られる以上、「決議大綱」と「致電」の日付は、かりにどちらかが正しいとすれば、決議自体の採択日より遅い2月28日の方が正しいのではないかと推量される。その理由は、決議自体では誤りを犯した幹部〔博古〕の名が伏せ字になっているのに対し、それを伝達することを目的とする「決議大綱」と「致電」では、それが明示的に書かれていることである。つまりは、遵義會議後に人事面で博古を事実上更迭する再配置が行われたのを踏まえて、かれの名が明示されるようになったのではないかと考えられるわけである⁽²¹⁾。

ただし、先に検討した「遵義會議決議」にせよ、あるいはこの「決議大綱」(「致電」)にせよ、遵義會議での決定は伝達されてはいても、會議での議論の核心、つまり会の席上、毛沢東がそれまでの中央の路線を厳しく批判して党の指導者に返り咲いたことをハッキリと示すものではなかった。単純化して言えば、それら公的文献には、誤った路線の執行者の名前はあっても、毛沢東の名前は出でこないのであって、そうした「不備」を補うべく収録されたのが、次項で検討する文書なのである。

3 いわゆる「遵義政治局拡大会議傳達提綱」

『遵義會議文獻』に収められた會議当時の文獻三つの中で、會議の模様をもっともよく伝えるのは、一般に「遵義政治局拡大会議傳達提綱」と呼ばれる手書き資料である(無署名で全文4千字余り)。この文獻の資料名は1985年の資料公表時に編者側が付けたもので、實際の文獻は「(乙) 遵義政治局拡大会議」という見出しから始まる(【図4】)。明らかにそ

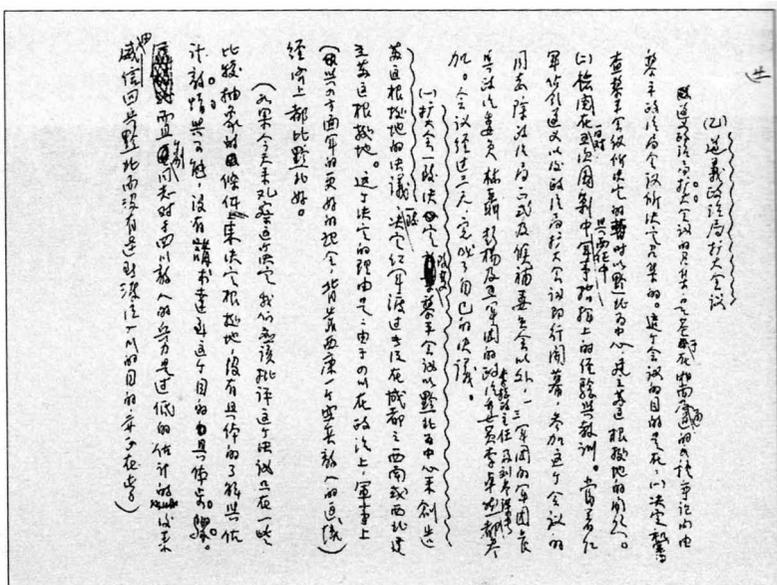


図4

の前に（甲）に相当する文献があったことを想像させるものだが、その甲に相当する文献は見つかっていない。冒頭部分で黎平會議（1934年12月）など、遵義會議に先立って開かれた一連の會議の決定事項を略記し、會議の期間（三日間）、會議出席者の一部の顔ぶれや討議された内容——反圍剿戰、とりわけ第五次反圍剿戰の戰術、戰略的失敗の経緯とその原因——を比較的詳しく説明し、遵義會議の決定（確認）事項として、以下の数点を列記する。

- ①毛沢東を政治局常務委員に選任すること
- ②洛甫〔張聞天〕を指定して決議を起草させ、常務委員会に委ねて審査して後、支部における討論のために発出すること
- ③常務委員会において、改めて適宜分担を行うこと
- ④三人団を解消する、ただし最高軍事指導者である朱〔徳〕、周〔恩来〕を引き続き軍事指揮者とする。その上で、周恩来は、党内の付託により軍事指揮の面で最終決定をおこなう責任者であること

ここによやく毛沢東の名前が登場し、かれが政治局常務委員に補任されたことが述べられることになるのである。ただ、この決定事項だけを見ると、遵義會議によって毛沢東

の党内の指導権が確立したことを裏づけるものとしては、かなり曖昧な書きぶりであると言わざるを得ない。まずもって、この会議の決定事項をまとめ、決議の素案を作ること——すなわち党内における政治活動の最高責任者の職掌を執行すること——は、毛ではなく、張聞天に委ねられたらしいし、軍事指揮の面でも、責任者は相変わらず周恩来と朱徳であることが確認されているということになる。いわば、それまでの党の軍事指導には誤りが多く、それは淵源をたどれば、政治的な「右傾日和見主義」と関連する、それゆえ博古やオットー・ブラウンには軍事指導からは離れてもらうが、党の中樞の仕事は党務については張聞天が当面責任者となること、軍事面でも名義上は周恩来をトップに据えるという、どちらかといえば、遵義会議の曖昧な決定の背景が説明されている文書、それがこの「遵義政治局拡大会議伝達提綱」(以下、適宜「伝達提綱」と略称)であり、この時『遵義会議文献』に収録されて、初めて広く世に知られるようになったのだった。

今日では、「伝達提綱」はそもそも中国由来の文献資料ではなく、1957年1月にモスクワから中共に返還された旧中共駐共産国際代表団档案に含まれていたことがわかっている。1920年代以来、中共はモスクワのコミンテルン本部に定期的に報告を送るのみならず、本部との連絡、会議出席、あるいは留学・研修のために、青年黨員や党幹部を頻繁にモスクワに派遣した。また1930年代には、中共はモスクワに自党の代表団を常駐させていた。これを“中共駐共産国際代表団”と称す。ソ連崩壊後にその公開が話題を呼んだコミンテルン資料とは、こうした人や文書の往来によって蓄積された各国共産党についての膨大な情報文書を指す。その中の中共にかんする文書は、中ソ蜜月の時期にソ連共産党より中国に返還されたが、その中に含まれていたのが、(乙)で始まるこの資料だったのである。

さて、一瞥して遵義会議にかんする重要資料であること論を俟たないこの手書き資料だが、その公表の仕方は、前の二種の資料と同様に、あるいはそれ以上に問題をはらむものだった。この資料を扱にくいものにしたのは、1981年の二度目の歴史決議の策定や方向付けを行い、遵義会議50周年あたる1985年当時に、党の長老格として、歴史問題の処理に力をふるった二人の指導者、すなわち陳雲と胡喬木の関与である。この二人、とりわけ陳雲はこの「伝達提綱」を含め、遵義会議の記録の生成と公表に無視できない役割をはたした。毛沢東神話という観点から見れば、かれら二人こそは、毛亡き後に毛神話の守護者となった党指導者である。まずはこの記録を含め、遵義会議に関連する文献に浅からぬ因縁もつ陳雲と「伝達提綱」の関係を説明しよう。

先にも呼べたように、「伝達提綱」はモスクワから返還された資料群に含まれていたもので、実は返還から間もなく発見され、その意義を認められていた。すなわち、1955年に革命史関連史跡として開館した「遵義会議記念館」が1950年代の終わり頃、展示の充実や関

係資料の把握のため、中央档案馆（中共党史、および人民共和国期の歴史資料を保管）にたいして、関連資料の有無を問い合わせた時、中央档案馆が以下のように回答している（1959年5月28日）ことが知られているのである。

遵義会議にどのような人が参加したのかについて、正式で確かな文献は、中央の檔案からまだ見つかっておらず、唯一ある無署名の資料にこう書かれている。「この会議に参加した同志は、政治局の正式及び候補の委員のほか、第1軍団、第3軍団の軍団長、および政治委員である林〔彪〕、聶〔榮臻〕や彭〔徳懐〕、楊〔尚昆〕、そして第5軍団の政治委員たる李卓然、李〔富春〕総政治部主任、そして劉〔伯承〕参謀長が参会した」。この資料をあくまでも参考の用にとどめるものとしてお知らせする。⁽²²⁾

この回答で引用されている「この会議に参加した同志は……」という部分は、まさに「伝達提綱」の一節にはかならない。「ある無署名の資料」とその詳細を曖昧にせざるを得ないのは、当時この文書の性格やその作成経緯、作成者も不明であったからだろう。ただし、毛沢東の指導権確立といった党史上の重大な問題に影響を及ぼしかねない資料は、簡単に公開されるはずもなく、その後この文書も、毛の死と文革の終了を経て世が大きく変わるまで、秘匿されたのだった⁽²³⁾。

1981年に第二の歴史決議が採択され、建国後の毛時代の功過が裁定されたのち、この文書は改めて持ち出され、ようやく歴史資料として脚光を浴びることになった。こうした党史上の資料を収集、保管、編纂するため、文革終結後に改めて設立されたのが、1980年に成立した中央党史研究室と中央党史資料徴集委員会（両者はのちに合併し、中共中央党史研究室となった）、および同じ年に設置された中共中央文献研究室である。発足もない中央党史資料徴集委員会は1981年末に、改めて中央档案馆よりその「無署名の資料」の提供を受け、調査を開始した。並行して行われた遵義会議参加者の名簿作成により、筆跡・聞き取り調査をすべき人物もしぼられた結果、それまで不明であった作成者の名が判明した。それが遵義会議当時、中央政治局員の地位にあった党の長老・陳雲（1905–1995）である⁽²⁴⁾。かれは上海商務印書館で働いていた五三〇運動の時期に入党した古参幹部で、1931年に早くも中央委員に選出され、爾来党の中央（主に経済分野）で活動、文革時期に一時失脚したが、改革開放期には大物の中央指導者として、鄧小平と共に力をふるった。

1982年4月下旬、遵義会議参加者の一人として中央档案馆から該文書の送付と照会を受けた陳雲は、それを一瞥したのち、5月10日に秘書の朱佳木を通じて中央档案馆の関係者にたいし、その文書が自分の筆跡であること、文書は遵義会議前後に自分が所属していた

中央縦隊へ、遵義会議の決定事項を伝達するための提綱として作成したものと回答した⁽²⁵⁾。かくて、毛の党中央への復帰を記した遵義会議の議事にかんする詳しい記録が、しかるべき党の要人が作成したものであることが裏づけられたのである。この時、陳雲は幾多の曲折を経て、中共中央政治局常務委員、つまり遵義会議当時と同格のポストに復帰、中共中央紀律委員会主任という党の重鎮にふさわしい地位にあった。そのかれが鑑定して自らの字に間違いないと断言したのだから、この文献は、まさに党指導者のお墨付きを得たものといえるだろう。

陳雲はこの時、文書の作成時期についても、長征部隊が威信（貴州省）から瀘定橋（現在の四川西部）に至るまでの間のはずだと付け足した。それは、その文書に、長征部隊が威信に至る云々のことが言及されていること、また長征部隊の瀘定橋占領後に自身が部隊（中共中央）を離れ、上海を經由してモスクワに派遣されたという経緯を勘案して推定したものだった。つまり、遵義会議で大きな方針転換があり、それまでの指導部の軍事指揮が批判され、毛沢東が指導部に返り咲いたという重大決定を受けて、それを党中央の直属部隊（中央縦隊）の幹部たちにしかるべく伝達する必要があるわけだが、そのためのアウトライン（手控え）がこの手書きの文書なのだという説明だった。

さて、(乙)部分（頁番号がついていて、21頁から28頁まで8枚）しか残っていないこの文書、そもそも(甲)部分には何が書かれていたのかがハッキリせぬことには、その作成目的を断定することはむずかしいが、会議内容の下部組織への伝達のための覚え書き文書、すなわち「伝達提綱」だとする陳雲の説明は、かなり無理がある。なんとなれば、その文書には、会議の後に決定された四川への進攻作戦が彼我の戦力にかんする誤認識ゆえに上手くいかなかったことへの批判や、各部隊にたいして会議の概要を伝えた際の現場将兵の肯定的態度が記されているからである。下部組織に議事の結果を伝えるための文書が、どうして会議「後」の軍事指揮の是非を論評したり、伝達した後の反応を記したりするだろうか？ おまけに、陳雲の文書には、誤りを犯した指導部の人名について、それを名指しするかどうか、名指しする場合、伝達対象者のレベルに合わせて、どこまで名を出すかが触れられているが、これもまた上意下達の「伝達」には、いささかそぐわぬ内容であろう。党内文書や活動に精通しているはずの陳雲であれば、少し詳しく内容を吟味すれば、それが「伝達提綱」でないことぐらい簡単にわかろうものを、中共党史の専門家なら皆そんな疑問を抱くに違いない⁽²⁶⁾。

果たして、陳雲から「伝達提綱」であるむねの説明を受けた党史資料関係部門の専門家たちも首をひねり、当時の陳雲の足取り（1935年秋に訪ソ）を確認した上で、1983年初めに、「伝達提綱」はソ連から返還された旧中共駐共産国際アルヒーフに由来すること、陳雲

が上海からモスクワに行く際に長征と遵義会議の状況を上級組織（つまりコミンテルン）に報告するために作成したのではないかという推測説明を付し、陳にその裁可を仰いだ。しかしながら、意外にも陳雲の回答は、「ソ連でこれを書いたということはない。この提綱はたしかに遵義から瀘定橋に至るまでの時期に書いたものだ」というかたくななものだった。そのさい、陳雲はわざわざ中央档案馆から当該文献の現物を取り寄せ、紙やインクの様子をその目で確認することまでしたという⁽²⁷⁾。いささか不可解な陳雲のこの態度については、あとで他の文書を検討するさいに合わせて論じることにするが、党の最高幹部の一人が自分の書いた文書について自説を曲げない以上、党史資料編纂者の側はそれを受け入れるしか、すべがなかったようである。

この時、党史資料の編纂業務を指導するもう一人の実力者が胡喬木（1912-1992）であった。若くして毛沢東の秘書を務めて信頼を得、1940年代の党史資料の編纂や45年の歴史決議策定にも関わった党史、あるいはイデオロギー部門の実力者である。党の歴史にたいする博識ぶりは誰しもが認めるところ、人民共和国成立初期に党の歩みを広く知らしめる書物『中国共産党の三十年』を、ある意味で毛沢東・劉少奇に代わって書くことのできた人物だといえば、その力量をうかがえるだろう。1983年当時、中央政治局委員、中央書記處書記として、前年の二回目の歴史決議にも主導的役割を果たしたばかりだった。かれは党史資料編纂部門と陳雲の間に立ち、その——若干理解に苦しむ——陳の説明をそのまま受け入れるよう、党史部門に命じることにした。すなわち、1983年2月に陳雲の秘書に書簡を送り、「遵義会議の報告提綱」については、完全に陳雲の言い分に従って説明をするよう党史資料徴集委員会に言っておいたと報告しているのである⁽²⁸⁾。果たしてその半年後、遵義会議にかんする陳雲のこの記録は、まず党史専門家向けの内部発行誌『中共党史資料』（第6輯）に掲載されたが、そのさいに記録の由来、性質にかんして、陳の説明を踏襲する解説、すなわちこの文献は「陳雲同志が中央縦隊に遵義会議の状況を伝達するために書いた伝達提綱の手稿の一部である」という但し書きが付けられたのであった⁽²⁹⁾。

胡喬木は、陳雲の説明を諒とただけでなく、陳の説明をより詳しいものにするため、わざわざ自ら「伝達提綱」の作成時期を確定すべく考証までした。遵義会議後の党中央と長征部隊の行程を調査した上で、かりに中国国内で「伝達提綱」を仕上げたとすれば、それは地理的には威信から鴨溪（貴州省）の間、時期的には1935年2月中旬から3月上旬にかけての時期に限定することができるというのがその考証のあらましで、胡の死後に編まれた書簡集には、陳雲あてのその書簡（1984年11月25日）が収録されている⁽³⁰⁾。むろん、陳雲に異論のあろうはずもなく、2日後にその考証に同意する返信をしている⁽³¹⁾。こうして、この二人の長老の批准を経た文献が遵義会議の「伝達提綱」として『遵義会議文献』

に収録されることになり、事前に党総書記・胡耀邦に目次を伝えた上で、1985年に公開されたのだった。

この資料が会議から50年目に『遵義会議文献』ではじめて公開された時、胡喬木が行ったのはこうしたこと、つまりある残闕文献の説明として、専門家が調査にもとづいて上申した推定を却下し、文献の元の作成者が言う説明をそのまま受け入れて、特定の方向に読解を誘導するようなタイトルをつけるということではなかった。「伝達提綱」に使われている字句を、誤解・誤読される恐れがあるという理由で、独断で修正しているのである。具体的に言えば、遵義会議の決議に言及した部分の資料の原文は「会議は……自らの決議を完成させた」であったのに、「完成」の二文字を「作出」と改めたのである（つまり「決議を打ち出した」という言い回しにした）。人民出版社は当初、その「完成」を「通過（採択された）」と改めようとしたようだが、それを見た胡は、「決議は実際には会議〔自体〕で採択されたものではなく、会議のあとに大多数の意見にもとづいて、打ち出されたものである。それゆえ、「通過」を「作出」に訂正されたい（決議を「完成」したという言い方はあまりしないし、かつ紛らわしい別の意味を生じやすい）」と指示したのであった⁽³²⁾。かれがこの時、すでに遵義会議の決議が会議期間ではなく、かなり後になって策定されたという事実を知っていたこと、それゆえ決議の生成を曖昧な言葉で表現しようとしたことがうかがえるわけである。

胡喬木が陳雲の「伝達提綱」を資料集に収録するさい、陳雲の意向に沿ってタイトルを改変し、かつ独断で若干の字句を改変したということは、事柄としては小さなことであり、さしてとがめ立てするの必要のないことかも知れない⁽³³⁾。単に文献校訂者として、読者にわかりやすいように資料を整えたということに過ぎないとも言えるからである。ただし、それはそれで一つの疑問を我々に投げかける。すなわち、中共の最高幹部はなぜ揃ってこれほどまで歴史資料の細部にこだわるのだろうか、という疑問である。再度説明するならば、「伝達提綱」が大きな意味を持つのは、それが遵義会議というれっきとした党の幹部会議においてなされた決定（決議）の作成経緯と毛沢東の指導部への復帰を明記し、かつその会議の決定事項がほどなく党内に伝達されたいことを裏づけるからである。

かりにそうでないとするなら、つまり党内への「伝達」を目的とした文書ではなく、かつ遵義会議自体では決議採択にいたらず、新指導部の張聞天あたりが起草して決議案を「打ち出した」のであれば、胡喬木の文書への介入は、単なる校訂者のそれを越えるかなり作作的なものであったということになる。遵義会議の関連文献にまつわるこうした不自然な作爲性は、実は陳雲の別の資料からも見てとれる。陳と遵義会議の浅からぬ因縁をさらに見ていこう。

II モスクワにおける長征報道と陳雲

1 陳雲由来の遵義会議関連資料——「随軍西行見聞録」「英勇的西征」

前章で論じた如く、毛の指導権確立のエポックとなった遵義会議について、当時の党の文献でその様子を伝えるものは極めて少ない。ただし、党の文献、あるいは遵義会議の範疇を少し広げてみると、リアルでユニークな記録を見つけることができる。例えば、長征の過程を記録したものとしては、紅軍に身柄を拘束され、そのまま長征に同行するはめになったスイス人宣教師ボスハルト（Rudolf Alfred Bosshardt）がその体験をつづって1936年12月に刊行した『拘束の手』(*Restraining Hand*)、長征参加者がつづったその体験記をまとめた『二万五千里』、それを材料にしたエドガー・スノウの古典的ルポルタージュ『中国の赤い星』(*Red Star over China*)などが挙げられる⁽³⁴⁾。

これらの中で、比較的早い時期に中共関係者によって書かれた長征の見聞記、体験記として知られているのが、陳雲の執筆になる二種の見聞記である。それぞれ廉臣、施平というペンネームで公開発行の媒体に発表されたもので、前者すなわち廉臣「随軍西行見聞録」(1936年3月にパリで刊行された中国語雑誌『全民月刊』創刊号に掲載、のち7月にモスクワで単行本化⁽³⁵⁾)は、紅軍に抑留されて長征に帯同させられた国民党の軍医を装ってつづった体験記、後者すなわち施平「英勇的西征」は、長征の歩みをつづった当事者の報告で、コミンテルン機関誌の『共産主義インターナショナル』各国語版(含む中国語版——『共産国際』1936年1-2合期)に発表されたものである⁽³⁶⁾。もう少し詳しく紹介すると、「随軍西行見聞録」は3万字ほど、「英勇的西征」はその半分ほどの分量で、前者は党外人士が長征に同道する中で、中共(紅軍)の長所を発見し、中共が反共デマのというような無法者の集団ではないことを述べるもの、他方で「英勇的西征」は、中共関係者みずから長征の行程を振り返り、中共の奮闘ぶりとその歴史的意義を宣伝する内容である。

先に概述したように、陳雲は長征途上に部隊を離れ、上海を經由してモスクワに赴いており、中共の活動を対外的に宣伝する目的で、それらの体験記を発表したものと見られる。『全民月刊』は中共系の雑誌、『共産国際』もその名の通り、コミンテルンの機関誌であり、公表媒体から考えても、陳雲が単に個人的体験をつづって発表したというよりも、ある種の組織的宣伝活動の一環として執筆・発表したものと考えてよい。「随軍西行見聞録」が国民党軍医に仮託して——すなわち客観性を装って——書かれているのは、その証しであり、1935年8月上海にて執筆という但し書きがついている。他方、コミンテルンの機関誌に載った「英勇的西征」の方は、著者が中共のかなりの地位の人物であることをうかがわせる書きぶりではあるが、それが具体的に誰なのかを特定できるような記述はない。

さて、この二つの文章で注目すべきは、「随軍西行見聞録」にかんしては、陳雲が自分の執筆であることを認めている（それゆえ『陳雲文選』などには収録されている）のにないして、「英勇的西征」にかんしては、それが自分の執筆したものであることを否定していることである。陳雲の秘書を務めた歴史家の朱佳木は、次のように述べる。

『陳雲文選』編輯組がコミンテルンの雑誌『共産国際』（中文版）1936年第1期に“施平”の署名で、中央紅軍の長征と遵義会議の経緯を詳しく論述した「英勇的西征」という文章があるのを見つけた。陳雲は中共の駐コミンテルン代表団では“史平”という名前を使っていたし、我が党の創刊したバリの『救国時報』にもたくさん文章を書いていた。“施平”と“史平”は同音なので、編輯組はこの文章もまた陳雲が書いたものと考え、わたしに『陳雲文選』に収録してよいか、許可をもらってほしいと言ってきた。すると陳雲同志は、“施平”という名前は使ったこともないし、モスクワでこんな文章を書いた覚えもないとおっしゃった。⁽³⁷⁾

先に紹介した「伝達提綱」はモスクワで書いたものに非ずとする態度と何やら相通じる強い否定の意思を感じさせるものである。たまたま遵義会議の議事録や長征の対外宣伝に関わる経験をした陳雲が、「伝達提綱」にせよ、「英勇的西征」にせよ、それと関わったこと、特にそれらの文献がモスクワで作成されたことを強く否認したのはなぜなのだろうか。毛沢東の指導的地位を確立した会議、その遵義会議の記録や報道にかかわったという経験は、かれの党歴を飾る願ってもない勲章——世界に最も早く長征の真実を伝えた中共黨員——となるはずなのに、かれはそれから距離を置こうとしている、そんな風にしか見えないのはなぜなのだろうか。

中共黨員が書いた極めて早い時期の長征対外宣伝文献、それが陳雲の執筆になるものであることは、かれの死後にモスクワで発見された文書によって、より明確になった。ソ連邦の崩壊、ソ連共産党の下野を受けて、それまで長らく秘匿されてきたモスクワの歴史文書（アルヒーフ）が公開され、歴史の書き換えを迫るような数々の事実があきらかにされたが、そのアルヒーフから陳雲が1935年10月15日にコミンテルンの執行委員会書記局でおこなった長征にかんする報告記録が見つかったのである⁽³⁸⁾。それは、「英勇的西征」に実に良く似た内容だった（完全に同じ言い回しや数字が出てくる個所もある）。コミンテルンの関係者を交えた席で行われた陳雲のこの報告が発掘されたことによって、「英勇的西征」はこの報告をもとにして対外宣伝向けに書き換えた文章であるということが、ほぼあきらかとなったのである。また同時に、陳の報告の一部は、いわゆる「伝達提綱」とも重

なる内容を持つことが確認できる。例えば、陳雲は報告で、遵義における政治局拡大会議において、党指導部（軍事指揮者）の交替があったことを次のように述べている。

過去の指導者に代わって、強固な指導グループを打ちたてた。我々は「鉛筆で指揮を執る戦略家」を更迭し、毛沢東同志を選任して指導にあたらせることにした。⁽³⁹⁾

このほかにも、党が種々の誤りを犯しながらも、自らそれを克服して成長したこと、長征を通じて指導者たちが成長・成熟してきたことも論評風に述べているが、こうした内容は、「伝達提綱」にも含まれていたことである。

以上の経緯を総合的に考えると、陳雲関連の三つの文献（「伝達提綱〔あるいは「(乙) 遵義政治局拡大会議」というタイトルをもつ残闕資料〕」、「英勇的西征」、「コミンテルンでの報告」）は、次のような関係にあると推測することができよう。陳雲はコミンテルンでの報告に備えて、草稿を準備した。その前半部分（甲）には紅軍の西征（具体的な行軍や戦闘）の経過が記されていた。一方、その後半部分は「(乙) 遵義政治局拡大会議」と題され、遵義会議にいたる軍事的、政治的経過と党内での議論、そして遵義会議での議論のあらましがまとめられていた。甲乙からなる草稿をもとに、陳雲はコミンテルン執行委員会で報告を行った。報告を聞いたコミンテルンの幹部たちは、報告の中でも冒険譚のようで宣伝効果のある部分、つまり主に(甲)の部分を開発発表用に文章化するように求めた⁽⁴⁰⁾。それがのちに15,000字ほどに編輯され、「英勇的西征」というタイトルをつけて『共産主義インターナショナル』各国語版に発表されたものである、と。

かく考えれば、「伝達提綱」は下部組織への伝達のための文書だという陳雲自身の説明では解釈できない諸々の疑問点（例えば、会議「後」の軍事指揮の是非を論評したり、伝達した後の党内の反応を記したりする点、指導部の誤りを伝える場合、どこまで具体的に名指しして伝達するかに言及する点など）も氷解しよう。すなわち、伝達のための覚え書きという性質の文書ではあっても、遵義会議の経緯を中共の下部組織に伝達するのではなく、コミンテルンに代表される上部組織に伝達・報告するための文書だった、つまり上意下達ではなく、上部組織への「伝達」、中国流でいう「匯報」用の文書だとすれば、つじつまが合うわけである。

また、「伝達提綱」の作成時期（場所）も長征の途上ではなく、陳雲が上海からモスクワへ向かう途上、あるいは1935年9月下旬にモスクワに到着してからではないかと推測される。陳雲の長征離脱の当初の目的は、上海など都市部の組織再建であり、モスクワ行きはその任務が実現困難だと判明した後でなされた決定だからである。そもそも遵義会議にお

ける党の方針変更と人事変動が重大事であり、直ちにコミンテルン（モスクワ）に報告せねばならないほどのものだったとすれば、陳雲が遵義会議から半年近くもたってから上海に向かっているのは、明らかにおかしいだろう。

2 陳雲は、なぜ「英勇的西征」の執筆者たることを否認したのか

上記のように、「英勇的西征」の内容が紛れもなく陳雲のコミンテルンでの報告を下敷きにしたものであるにも関わらず、かれはなぜその著者であることを強く否定したのであろうか。同様に、コミンテルンへの報告を念頭において書かれたとみられる「伝達提綱」の作成場所についても、かれはなぜ長征途上で書いたことを強調し、モスクワで書いた記憶はないと繰り返したのだろうか。また、党の歴史や資料に通暁している胡喬木も、なぜ「伝達提綱」にかんする陳雲の説明に同意し、字句の修正をするなど、遵義会議とそれにまつわる資料にこだわりを見せたのだろうか。あらかじめ結論を示すならば、すべては、毛沢東と中共の栄光の源泉にして、自らもその構成員である「遵義会議」神話を冒涇者の誹謗から守り抜くためではなかったかと見られる。

遵義会議神話の冒涇者、それは王明のことである。周知のごとく、王明はモスクワ留学派の首魁として、1930年代前半にコミンテルンの権威を借りて中共に重きをなし、毛の最大のライバルの一人と目されてきた人物である。「遵義会議」神話の語りもまた、毛沢東は遵義会議において、従来の王明ら極左（左傾）路線の誤りを正したというように、王明を「悪役」に配して成り立つようにできている。「神話」の語りを公式に定めた1945年の「歴史決議」は、1930年代前半の党中央の指導者として、秦邦憲（博古）、陳紹禹（王明）を名指して批判し、党を存続の危機に陥れたかれらの左傾の誤りが「遵義会議」によって劇的に是正されたと述べるものであった⁽⁴¹⁾。秦邦憲が1946年に飛行機事故でこの世を去った後、いわば一身に党史上の「悪役」を負わされた王明は、人民共和國成立後の1950年に、自己批判書（「歴史決議」の承認）の提出を拒否、結局1956年に病氣療養を名目に、ソ連へ事実上亡命した⁽⁴²⁾。以後、中ソ対立という背景もあり、かれはモスクワから激しく毛沢東を攻撃することになる。

王明のやり方は、党の歴史をターゲットにして毛沢東の権威の源である神話のウソを暴くことだった。その神話の最たるものが遵義会議である。王明は言う。「遵義会議で毛沢東の党内における指導的地位が確立したわけではない、当時の党幹部は誰も遵義会議の意義を評価してはいなかった、遵義会議の意義は毛沢東があと知恵でこしらえたもの、つまりは歴史の捏造なのだ」と。この遵義会議神話批判を含め、王明の様々な毛批判を集めた本が、1975年にモスクワで刊行された『中共の半世紀と叛徒毛沢東』⁽⁴³⁾であり、その中で遵

義会議伝説の欺瞞性の証拠として取り上げられていたのが、『共産国際』に載った施平「英勇的西征」であった。それまで、長征の当事者の書いた「英勇的西征」という文章があるということは、欧米、日本の研究者、あるいは中国でもごく一部の人々には知られていたが、著者の「施平」が何者かについては、謎とされていた⁽⁴⁴⁾。これに対し、王明は「施平」が陳雲であることをあきらかにした上で、次のように述べたのだった。

その陳雲も、遵義占領後12日間にわたった紅軍の休息については言及していても、遵義会議そのものとなると、行われた党中央委員会政治局会議のことについては、当の論文〔「英勇的西征」〕の中で一語も触れてはいない。……してみると陳雲には、遵義会議とその後の数年における毛沢東の政治路線の誤謬がわかりはじめていただけでなく、毛の軍事路線の破綻もつとにわかっていたのだ、としか思えない。だからこそ彼は、遵義会議については一言も触れなくなかったのである。⁽⁴⁵⁾

毛沢東憎しで凝り固まった王明の毛批判の手法に種々問題があることは事実だが、こと「英勇的西征」に遵義会議に関する記述がないことは間違いではない。そして王明は、陳雲の文章を掲載に向けて書き直すために、陳と話し合ったことなどを回想したあとで、陳雲のその文章が、「毛沢東のこの作り話〔遵義会議神話〕を論破してなお十分信頼するに足る第一級の史料である」⁽⁴⁶⁾と結論したのであった。長征に参加し、遵義会議にも出席した中共幹部の陳雲が、歴史的意義があるはずの遵義会議にまったく言及していない、それはその会議が当時はその意義を認められていなかったからだ、王明の主張は簡単に言えばそういうことである。

毛沢東の幕下にいるかつての同志陳雲を抱き込んだ王明のこの主張は、陳雲にとって、特に毛の生前であれば、ただでは済まない歴史問題の火種だった。それまで著者未詳で済まされてきたある文章が、その著者を明示した「叛徒」によって利用されたことにより、いわゆる「黒材料」となったのだから、かりに陳雲がそれを知っていたら、大きな衝撃を受けたはずである。実際、モスクワで王明と共に活動していた時期、陳雲は王明に忠実で、その関係は二人が1937年11月に同道して延安に帰国した後も続いたと言われる⁽⁴⁷⁾。いわば共犯関係を疑われてもおかしくない過去があったわけである。王明の本が出たとき、毛沢東にはすでにそれを読む視力も関心もなかったはずだが、誰がその「黒材料」を持ち出して、陳の過去を暴くか知れたことではなかった⁽⁴⁸⁾。

毛の死後も、王明の本は中共の最高指導者たちにとって、単なる異郷に逃れた叛徒の遠吠えだとして、無視して済ませられるものではなかったようである。例えば、胡喬木も1981

年時点で王明の本の危険性を認識し、中共中央のイデオロギー担当の幹部にたいし、何らかの対策をとらねばならないと書き送っていた⁽⁴⁹⁾。ちなみにこの時、張国燾の『我的回憶』（1972年刊）も同様に悪影響（流毒）を指摘されている。張国燾も一時は中共のトップの一角を占めた大幹部だが、1938年に脱党、1949年以降は海外に逃れ、70年代初めに大部の回想録を出していた。王明と同じように、中共の中枢にいた人物の書いた回想録だけに、胡喬木も「反駁の必要」があるのを認めながらも、それが「結構面倒な作業になる」（工作量不小）という見通しを立てていた⁽⁵⁰⁾。

胡喬木が王明の本の害毒と危険性について、こうした認識を持っていた以上、その認識は王明によって仲間扱いされた陳雲によっても、共有されていたとみるべきであろう。陳雲が1980年代初めと90年代初め、二度にわたって「英勇的西征」が自身の執筆であることを強く否定したのは、おのれの文章が王明の主張に利用されていることに対し、一線を画しておくことが必要だと考えたためではなかったか⁽⁵¹⁾。また、「英勇的西征」には、「〔6期〕4中全会以降、党は大きな勝利を収めた」というくだりがあるが、4中全会はいわゆる王明ら留ソ派が党中央を牛耳ることになる会議で、のちにマイナス評価を受けることになるものである。それゆえ、そうした認識と抵触する見解を表明した文章を自分のものと認めることに抵抗があったのかも知れない。

さらには、陳雲が「伝達提綱」について、モスクワで作成したものではないと強調した理由も、王明の介在という疑念を消すためだったとも推測できよう。それは陳雲にとって、おのれの名誉を守り、毛が生前たびたび強調した晩節をまっとうするための行為であると同時に、その名誉と節度の源泉である毛沢東神話を護持する作業でもあっただろう⁽⁵²⁾。

Ⅲ 「英勇的西征」諸版本の謎

1 人民共和国における「英勇的西征」

「英勇的西征」が自身の執筆であることをあくまでも否定することによって、陳雲は毛神話の護持者を貫き、1995年にその生涯を終えた。その死後、すなわち今日では「英勇的西征」は、陳雲が施平というペンネームで書いたもの、少なくとも陳雲の提供した情報をもとに編纂されたものであるという説が、中国でも一般的になっている。その意味では、本稿の第2章第1節で筆者が展開した考証と説明は、ほぼ中国の党史界のそれと重なるものである。

だが、「英勇的西征」が陳雲の著作だと認められるようになったのは、「英勇的西征」を利用した王明がこの世を去り、王明がやったような陳雲のかつての言動（特に遵義会議伝

説を脅かすような言葉)を悪用するような向きがなくなったからではない。いや、ことは全くその逆で、「英勇的西征」の一文は、遵義会議伝説を裏打ちする史料として、つまりは陳雲が遵義会議の意義を当時から認識していた証しとして、今も高い歴史的価値を持つと評価されているのである。一体どういうことか。驚くべきことに、遵義会議の歴史的意義を明確にのべる「英勇的西征」があるというのである。

陳雲逝去の翌年(1996年)、長征勝利60周年を記念して、『党的文献』(第5期)に施平「英勇的西征」が掲載された。もともと『共産国際』というモスクワで発行された雑誌に掲載された文章であり、中国では簡単に原文を見られないことに配慮して、改めて党史関係者にその歴史的意義のある文献を公開しようということであろう。ただし、中共中央文献研究室と中央档案馆という権威ある機関の発行する公開發行誌『党的文献』に掲載された「英勇的西征」は、これまで知られていたテキストとは微妙に異なる内容だった。最大の異同点は、王明が問題視した箇所、つまり遵義会議についての言及の有無である。

すでに述べたように、『共産国際』版には、遵義占領を述べたくだりはあっても、そのあとに何らかの関連会議が開催されたという記載はない。王明がそれを捉えて遵義会議伝説を否認したことはすでに述べたとおりである。ところがこの『党的文献』版では、遵義占領をのべた一節のあとに、「在遵義、中国共产党召開了具有偉大歷史意義的中央政治局擴大會議」の一文が続いている。つまりは、陳雲は当時すでに遵義会議の歴史的意義を認識していたということになり、王明の説明とは正反対の結論が導かれるのである。

遵義会議のように記述が付加されている一段もあれば、削除されている箇所もある。例えば、『共産国際』版にあった、紅軍(漢族の軍隊)にたいして敵意を持った少数民族の一部が、慰撫工作ののちも相変わらず紅軍に刃向かい続けたと述べる一文は、『党的文献』版にはない。また、表記が修正されているケースでは、最も緊要な党の任務であった「蘇維埃革命根拠地」の建設に向けた取り組みが始まった時期を『共産国際』版は1930年とするのに対し、『党的文献』版ではそれが1927年になっている。言うまでもなく、その1927年が指すのは毛沢東による井岡山への進軍である。細かい異同はもっとあるが、今は省略にしたがう。

問題は、『党的文献』が発表したテキストは、いったい如何なるものなのかである。その掲載にあたって、『党的文献』の編集部がつけた按語、特に出典についての説明は、かつての『遵義会議文献』の時代のように、不可解なものだった。按語はいう。

原文は1936年春にコミンテルンが発行した雑誌『共産国際』(中文版)の第1・2合期に掲載された。……紅軍の長征勝利60周年を記念するため、本誌は中央档案馆の所

蔵文件〔蔵件〕にもとづき、重要な史料的价值を持つこの文献の全文を改めて発表する。個別の文字や句読点についてのみ校正を行ったが、文献の原文はそのままである。

原文はコミンテルンの雑誌『共産国際』(中文版)に掲載されたとし、その巻号も示しているのに、わざわざ「中央档案馆の所蔵文件」にもとづいて全文を公表するというのだから、この説明は不可解と言わざるを得ない。「中央档案馆の所蔵文件」が果たしてどのようなものなのか、手書きなのか、印刷されたものなのか、『共産国際』版との関係や異同はどうか、こうした情報は一切つけられていない。そして、現在の各種資料集に収録され、歴史研究・党史研究で通行している「英勇的西征」は、中央档案馆という権威あるブラックボックスから出てきたこのテキストの方である。原載は『共産国際』だとしながら、それと異なる内容のテキストが横行するこの事態は、奇妙と言わざるを得ない。

ここで今一度、人民共和国における「英勇的西征」の発表史を簡単に振り返ってみよう。もともとモスクワで刊行された雑誌に載ったものだという事情があるため、「英勇的西征」は1990年代まで、研究者ですらほとんど知る人のない稀観資料であった。『党的文献』が「中央档案馆の所蔵文件」を掲載する以前において、中国人研究者のこの資料への言及としては、1982年に党史研究者が文献紹介の一環として、『共産国際』版をもとに「英勇的西征」の概要紹介をしたのがほぼ唯一の事例といえてよいが、それとて内部発行の雑誌でのことだった⁽⁵³⁾。それが、王明の引用を経て、ようやく1996年に『党的文献』にあらためて掲出された——そのさいには『共産国際』版とは異なるテキストとなっていた——ということになる。

ただし、中国で「英勇的西征」が活字媒体で発表されたのは、1996年の『党的文献』が初めてではない。1950年代に中央宣伝部のもとに置かれた党史資料室なる小さな専門部署が少数を専門家・幹部向けに内部発行した雑誌『党史資料』が1954年の第14期で、施平「英勇的西征」を掲載したことがあった。著者施平が誰のペンネームかという説明もなく、「この文章は1935年に書かれ、雑誌『共産国際』に発表されたことがある」という極めて簡単な説明がつけられているだけだった。だが、興味深いことに、この『党史資料』版も『共産国際』版とは異なるテキストで、遵義占領のくだりのあとに、「在遵義、中国共産党召開了具有偉大歷史意義的中央政治局擴大会議」の一文がついている（【図5、図6】）——つまり、『党的文献』版に類似したものなのである。

『共産国際』版(1936年)、『党史資料』版(1954年)、『党的文献』版(1996年)の三種を比較すると、前二者の間の相違が最も多く、『共産国際』を基準にすると、『党史資料』版の改変箇所は、概括すれば以下のような傾向性をもっている。①長征の作戦上の誤りに

かんする部分や、陳独秀、李立三、瞿秋白らの路線への批判の部分が大幅に削除されている。②行軍の苦難を強調し、他方で人民（少数民族）の協力が得られたように改変されている。③いくつかの事績について、毛沢東、任弼時、王震といった指導者の名が追加され、もともとあった指導者の名前（例えば、賀龍、蕭克、陳昌浩ら）が削除されている。④長征の時期区分が、遵義占領・遵義会議を転換点とするように改変され、遵義会議の意義が強調されている、等々である。一言で言えば、『党史資料』版は当時（人民共和国初期）の中共の歴史観に沿うように、かなり露骨な改竄が行われたものと断言してよい⁽⁵⁴⁾。

これに対して、『党的文献』版と『党史資料』版を比較すると、『党的文献』版は『党史資料』版ほど露骨かつ多数の改変こそないが、改変の方向性としては、『党史資料』版と相似た傾向を持っている。つまり『党的文献』版とは、「中央档案馆の所蔵文件」とは言いながら、陳雲がそれを執筆・発表した1935-36年の時期のものではなく、人民共和国のある時期に作成（改変）されたものではないかという疑いを捨てきれないのである。いずれにしても、『党的文献』版が公開発行された本来の版本（『共産国際』版）とは、相当に違う素性のものであるということは間違いない。

2 毛沢東神話を守り続ける人々

どうやら毛沢東神話は、長征の過程を伝える当事者の文章に、遵義会議の歴史的意義についての言及を挿入してまでして、維持されなければならないらしい。毛の生前にあっては、その神話の真実味は無前提のことだったと言ってよいが、毛の晩年、そして没後には、その神話は党を挙げて人為的に維持されて今日に至っている。毛亡き後はかれを直接に知る同志たち——例えば、陳雲、胡喬木——が、そしてかれらが世を去った後は、かれらの

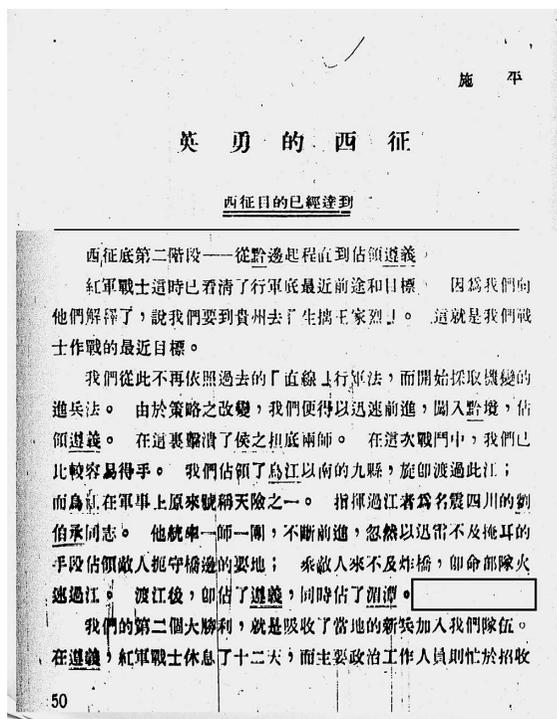


図5 『共産国際』版の文面（表題部分と関連記述の部分と合成）。□部分は空白である。

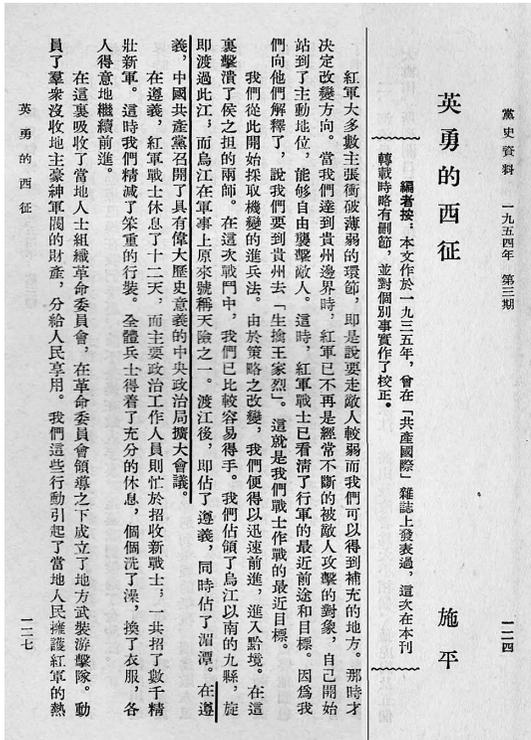


図6 『党史資料』版の文面（表題部分と関連記述の部分）を合成。傍線は『共產國際』版には見えない。

現代指導者の関連文献や資料の管理、研究をおこなう部門で、それら指導者たちの正規の文集や伝記も文献研究室がその編纂の責を負う。陳群氏は陳雲の担当者にして、その責任者、つまり中国で陳雲研究にもっとも精通している人といってよい。同時にかれば、陳雲研究を通じて毛神話を冒読者から守る後衛に位置するということも可能である。

陳群氏は、コミンテルン執行委員会での陳雲の報告を発表した際に解説論文を書き、その中で同報告発掘の意義を三点あげていた。①それが遵義会議の詳細を伝える一次資料として、「伝達提綱」に劣らぬ高い価値を持っていること、②中共の二度にわたる歴史決議の遵義会議にかんする結論が完全に正しいことを証明するものであること、そして③遵義会議と陳雲にたいする王明の言われなき誣告への有力な反論となることである。いずれも本稿の主旨に密接にかかわることがらだが、ここでまずもって注目すべきは、③であろう。

陳群氏が文中で③、すなわち、陳雲が遵義会議の意義について当時は認識していなかった、「英勇的西征」に遵義会議についての言及がないことはその証しだ、とする王明の主張への反証として持ち出したのが、このコミンテルンでの報告の中に、指導部交替への

肯定的言及のあることだった。これはある意味ではまっとうな回答である。確かに陳雲は遵義会議でそれまでの誤りが是正され、軍事指揮の指導者交代が起こったことを意義あることとして紹介している。だが、問題はその後である。陳群氏はいう。

王明のウソは、反論するまでもなく破綻している。すなわち、王明が遵義会議について「一語も触れてはいない」と言い張る「英勇的西征」を子細に読めば、その文章には「在遵義、中国共産党召開了具有偉大歷史意義的中央政治局擴大会議」というくだりが、ちゃんと書いてあることはすぐにわかろうというものである。⁽⁵⁵⁾

ここで陳群のいう「英勇的西征」とは、前述1996年の『党的文献』に掲載された中央档案館の所蔵文件と称する「英勇的西征」である。先に述べたように、原載とみられる『共産国際』中文版にはこの一文はなく、王明はそういった会議への言及がないことを取り上げたのであった。では、陳群氏は『共産国際』版のことを知らないのかといえば、そうでもない。同じ文章の中で陳氏は、「つとに1980年代初め、筆者は『陳雲文選』の編纂に参加したさい、『共産国際』（中文版）の1936年第1・2合期に「施平」署名の「英勇的西征」なる文章が発表されているのを発見した」とも言っているからである⁽⁵⁶⁾。つまり、かれは『共産国際』中文版に施平「英勇的西征」があるのを知っていながら、そして恐らくはその版本には遵義会議にかんする記述がないのを知っていながら、あえて別の版本——すなわち1936年のものではあり得ない中央档案館の所蔵文件——を根拠にして、「英勇的西征」には、「在遵義、中国共産党召開了具有偉大歷史意義的中央政治局擴大会議」の一文があるのだ、王明はあるのにないなどとデタラメを言って陳雲を愚弄したのだと主張するのである。王明があるのを知っていたのにないを強弁したのか、それとも陳氏がいないのを知っているのがあると強弁しているのか。遵義会議の文献を精査した者としては、少なくとも王明のその言には虚偽はなく、陳氏のそれには事実への尊重の姿勢がないと言わざるを得ない。

かつての毛神話への挑戦者王明には、もはや泉下から反論するすべはない。毛神話には、毛が死ねば陳雲や胡喬木が、陳や胡が死ねばさらに中央文献研究室の同志たちが、という具合に、そのほつれを絶えず補修してくれる味方がいて、資料を整理し、時には資料を作り、あるべき歴史像を磨き続けているのに対し、王明にはかれのために弁護してくれる人はいないからである。

むすびに代えて——毛沢東の遵義会議認識

遵義会議につけられた形容の言葉は、どれも大げさである。「我が党の歴史上、最も偉大な転換点」「党の歴史の上で生死をわけた転換点」、はては「中国の将来を決めた会議」という言い方すらある。中共の歴史の上で、これほど特筆大書されてきた会議はあるまい。それはひとえに、毛沢東を中心とする党史像の象徴が遵義会議であることによる。さればこそ、この重要性に見合うだけの努力が関連資料の発掘、整理、発行にたいして払われ、関連する史実の認定に関係者が心血を注ぎ、神経を使ってきたのであった。

では、その歴史像の中心に位置するはずの毛沢東は、遵義会議をどのように見ていたのか。いわゆる毛沢東神話に反発する人々は、いずれもその会議や会議の位置づけは、毛沢東が自分に都合のよいように事後に編み出した解釈、あるいは捏造であると声高に主張するわけだが、解釈にせよ、捏造にせよ、毛自身はそれをどういう風にやったのか。それは、歴史にたいする中共の向き合い方、ひいては毛沢東の歴史意識を知る上で、避けることのできない中核的な問いである。

遵義会議にたいする毛の見解をもっとも端的に表現しているのが、1945年の歴史決議であるということは正しい。ただ、その認識には時期によって若干のブレがあり、また重点の置き方にも微妙な変化がある。毛沢東が遵義会議や会議の評価に言及するようになるのは1936年夏秋くらい、つまりは長征の末に陝北にたどり着いて1年弱のことで、その時期にはかれは遵義会議で得たものよりもはるかに大きな指導権を手にしていて。すなわち、長征を何とか成功裏に陝西省まで導いてそこに根拠地を築き、その間1935年夏には遵義会議の決定に不満を表明して党中央の権威に挑戦してきた張国燾を退け、対外的には、新たな根拠に外国人ジャーナリストとして初めて取材にやってきたエドガー・スノウに対して、中共の最高指導者として振る舞い、スノウもまたそのような立場の人物として毛に接し、そう報道していた。

そうした実力を持った人物として振り返った時、遵義会議は毛にとって決して満足のいく会議ではなかったようである。現在確認できる限りでは、1936年9月の中央政治局の会議で毛は、かつての羅明路線問題をとっかかりとして、「遵義会議は博古〔秦邦憲〕の他の誤りだけを正しただけで、そのセクト主義や冒険主義などの問題が路線の誤りであるということを指摘しなかったが、それは不十分だった」と表明している⁽⁵⁷⁾。この批判に対して、張聞天が党の6期4中全会の総路線は正しかったものの、個別の問題においては色々と誤りがあり、その中には「原則的な誤り」もあり、その責任は自分にもあると引き取っている⁽⁵⁸⁾。この時の討議で毛がさらに踏み込んだ発言をすることはなかったが、遵義会議は不

十分であり、それまでの指導部への批判は手ぬるすぎたという毛の認識は、その後、かれの党内での指導的地位が上昇するのに伴って、確固たる信念へと変わっていったようである。

すなわち、1940年に至って、かれは「遵義会議の決議は〔党中央の〕軍事上の誤りについて述べるだけで、それが路線上の誤りであるということを書いていなかった。実際には、それは路線上の誤りだったのだから、遵義会議の決議には、いくらか修正を加えなければならぬまい」⁽⁵⁹⁾とまで言い切り、遵義会議の歴史的役割について、その限界をより強調するようになる。要は、遵義会議を含めた過去の歴史をより全面的に総括し、かつての党中央が「路線」の誤りを犯したということをはっきりと検証すべきだと考えるに至ったということである。1945年の「歴史決議」とは、こうした見解を長期にわたって練り上げ、まとめたものだということになろう。このような、「路線」を基軸に党と革命の歴史を記述することは、中共がスターリンの『全連邦共産党（ボ）歴史小教程（История ВКП(б) краткий курс）』（1938年）から学んだことだと言えるが、それをある意味でもっとも愚直に受け入れたのが、毛沢東であった⁽⁶⁰⁾。

毛は人民共和国の時代になっても、遵義会議のことを語るのを好んだ。特にそれまで誰にも相手にされず、不遇をかこっていた自分が、遵義会議によりようやく活躍の場を与えられて蘇ったという自分語りを、卑俗な言葉で何度も語っている。例えば、1962年1月には、「つまりは、靈験あらたかな菩薩がいたわけだ。けど、糞溜めに捨てられて、臭いったらありゃしない。けど、長征の途中で遵義会議というのを開いて、ようやくこの菩薩さまが香しくなったのだよ」⁽⁶¹⁾。あるいは遵義会議での具体的応酬についても、例えば出席者の中で唯一毛沢東による執行部批判に同調しなかった凱豊（何克全）との孫子をめぐりやりとりを、こんな風に戯画化して語ってもいる。

遵義会議の時、凱豊は〔わたしに〕こんなことを言った。「お前さんの言っていることなんて、大したことじゃないよ。三国演義に孫子の兵法を足したようなものじゃないか」。そこでこう言い返してやったのさ。「じゃ、お前さん孫子の兵法が全部で何篇あるか、ご存じか。最初的一篇の篇名はなんて言うんだ？ 教えてもらおうか」。あいつは答えられなかった。そこで言ってやったんだ。「自分で読んだこともないのに、俺が孫子の兵法を知っているなんて、どうしてわかるんだ」。⁽⁶²⁾

口ぶりこそユーモラスだが、それまで鬱積していた不満と汚名が遵義で一挙に雪がれ、おのれの正しさが証明された場として、遵義には並々ならぬ愛着があったことが知れよう。糞溜めの菩薩にしても、孫子の兵法にしても、毛の言及は一度や二度ではない。そもそも

毛自身が歴史にたいして人一倍関心を持つ人物であったということに、路線闘争史観の強い影響も加わり、毛はその最晩年まで遵義を転換点とし、路線を主軸にする歴史叙述にこだわり続けた。1970年代はじめまでに毛沢東の数える党内路線闘争の数は10回にまで増え、いわゆる十大路線闘争史観なるものが世に流布した⁽⁶³⁾。また、遵義会議に関しても、その生前に主宰した最後の中央政治局の会議（1975年5月3日）でも、毛はあいかわらず王明ら「28人のポリシェヴィキ」に対する批判を繰り返したという⁽⁶⁴⁾。

毛のこうした歴史への異常なまでのこだわりは、それを知る中共中央の指導者に、ある種の強烈な刻印となって引き継がれたように思われる。党は歴史に君臨せねばならない、その審判者とならねばならない、そうした観念が毛亡き後の中共指導者に重くのしかかり、歴史に党が介入することを自明のことと思わせたとすれば、それこそが毛が中国に遺した最大のくびきであり、かれの継承者たちの思考を縛り続けていると結論しても、あながち間違いではないだろう。さればこそ、本稿で検討したように、遵義会議は、その権威と神話性を守ることで自体が目的となって今日に至っているのである。

註

- (1) 『胡喬木回憶毛沢東（増訂本）』人民出版社、2003年、10頁。
- (2) 穆兆勇「旗幟・道路——党的兩個歷史決議的比較研究」『中共党史研究』2014年第4期。中国党史研究界の多くもこの見解をとる。一方、八塚正晃「中国共産党の「歴史決議」をめぐる政治過程（1979-1981）」（『法学政治学論究：法律・政治・社会』93号、2012年）は、脱文革、脱毛沢東を明示することによって、改革派への権力移行の正統性を認知させる点に意義があり、さらにそこには（未発に終わったものの）政治改革へ向けた思想的準備もあったとする一方、両決議の類似性・継承性として「全党の思想の統一」を目的とするという点を挙げている。二つの決議の生成過程、およびそれへの胡喬木の関与についての全般的説明としては、坂野良吉・大澤武司「中共党史の展開と胡喬木——『中国共産党的三十年』から『中国共産党的七十年』へ」（『上智史学』49号、2004年）が詳しい。
- (3) なお、「建国前28年の歴史の回顧」を書き加えることは、陳雲の提案だったという（本書編写組編『以史為鑑 可知興替——学習與研究中国共産党兩個《歴史決議》』社会科学文献出版社、2012年、21-22、138-140頁）。この本は、二つの歴史決議に関する報告や論評をまとめたものとして、資料集としても有用である。
- (4) 原文は次の通り。“1935年1月党中央政治局在長征途中举行的遵義會議，確立了毛沢東同志在紅軍和党中央的領導地位，使紅軍和党中央得以在極其危急的情況下保存下來，並且在這以後能够戰勝張國燾的分裂主義，勝利地完成長征，打開中國革命的新局面。這在黨的歷史上是一個生死攸關的轉折點。”
- (5) 「広義の遵義會議」論とは、遵義會議に前後して開かれた黎平會議など、4つから7つの會議をひと続きの會議ととらえ、毛の指導権はそうした會議を経るごとに段階的に確立したのだという解釈である。代表的論文には、唐双寧「從更廣的意義和範疇認識遵義會議——関

- 於“広義遵義会議”及其歴史意義的探討』（『党的文献』2015年第1期）がある。こうした最近の研究動向については、王朝輝「十年来国内學術界關於遵義會議若干問題研究綜述」（『寧夏大学学报』2016年第1期）参照。
- (6) 中共党史資料徵集委員會・中央檔案館編『遵義會議文獻』人民出版社、1985年。
- (7) なお、『遵義會議文獻』はその後2009年に、同じく人民出版社より、「人民文庫」の1冊として再刊されたが、内容はほぼ1985年版と同じである。
- (8) 前掲『胡喬木回憶毛沢東（増訂本）』178頁；『六大以來』の編纂と各版本の収録文献の異同については、この胡喬木の回憶が、また『兩条路線』については、同書185-186頁、ならびに《延安民主模式研究》課題組編『延安民主模式研究資料選編』（西北大学出版社、2004年）435-443頁に収録文献一覧がある。また、延安の中央党校では、この遵義會議決議を教材にした党史講演もなされていた模様である（陸定一「關於遵義會議決議的報告」『文献和研究』1985年第1期、後に中共中央文献研究室・中央檔案館編『建党以來重要文獻選編（1921-1949）』第12冊、中央文献出版社、2011年に収録）。
- (9) 欧米、日本では、遵義會議決議は長らく幻の決議とされていたが、1960年代末、70年代はじめに、『中国革命史參考資料』所収の版本にもとづいて、それぞれ *China Quarterly* (no. 40, 1969, 翻訳・解説：Jerome Ch'en), 『歴史評論』（240号、1970年、翻訳・解説：藤田正典）に翻訳が載った。また、日本語訳は、日本国際問題研究所中国部会編『中国共産党史資料集』第7巻（勁草書房、1973年）にも収録されている。
- (10) 胡喬木『中国共産党的三十年』（1951年～）、胡華『中国新民主主義革命史（初稿）』修訂本（1952年～）。
- (11) それら電報は「遵義會議前後的四十一份軍事電報」として『文献和研究』1985年第1期に収録されている。
- (12) 会議出席者がどのような回想を残しているかについては、劉金田「遵義會議親歴者的評述」（『党的文献』2015年第1期）が詳しい。ただ、出席者については、名簿が残っているわけではなく、結局は回想録から導かれる結論をもとにしたものなので、なお検討の余地はある。
- (13) 中共中央党史資料徵集委員會「關於遵義政治局擴大會議若干情況的調查報告」（『中共党史資料』第6輯、1983年）。こうした史実の確定の過程とその考証に関しては、楊中美『遵義會議與延安整風』（香港：奔馬出版社、1989年、18-70頁）が詳しい。
- (14) 『遵義會議文獻』26頁、注①。
- (15) 殷子賢「遵義會議決議最早版本時間考」（『文献和研究』1985年第1期）、殷子賢、史紀辛「《中共中央關於反对敵人五次“圍剿”的總結決議》時間考証」（『党的文献』1988年第3期）、沈正樂、殷子賢、劉建平「淺談革命歷史文件時間的考訂方法」（『檔案学研究』1990年第1期）。
- (16) 中央檔案館編『中共中央文件選集』第10冊、中共中央党校出版社、1991年、474頁；前掲『建党以來重要文獻選編（1921-1949）』第12冊、49頁。
- (17) その代表的なものとして、何方『党史筆記：從遵義會議到延安整風』（香港：利文出版、2005年）をあげることができる。なお、何方らの研究を借りつつ、自らの推測を交えて毛沢東と遵義會議の真実を明らかにすることをうたう文章に、吉田隆英「遵義會議の真実——毛沢東神話の誕生」（『集刊 東洋学』111号、2014年）がある。
- (18) 長征前後の無線通信事情については、黄啓鈞「中共中央在1936年与共產國際恢復電訊聯繫的經過」（『党史研究』1987年第2期）、および王新生「紅軍長征前後中共中央与共產國際

的電訊聯繫考述」(『党的文献』2010年第2期)参照。なお、陳雲の述べるところによれば、長征時期に中共側は国民党側の暗号無線通信を解読できていたという(「回憶長征前後(1977年8月23日)」『陳雲文集』第3巻、人民出版社、2005年、437頁)。

- (19) 『遵義會議文獻』29頁。
- (20) 遵義會議文獻版(「中共中央致二、六軍団、四方面軍及中央軍区電」)は、中央檔案館編『中国共産党八十年珍貴檔案』(中国檔案出版社、2001年、346頁)に収録され、他方中共党史資料版(「中央政治局擴大會議總結粉碎五次“圍剿”戰爭中經驗教訓決議大綱」)は、中国革命博物館編『中国共産党七十年図集』(上海人民出版社、1991年、396頁)；中共中央党史研究室第一研究部編『長征図鑑』(湖南人民出版社、2006年、103頁)などに収録された。なお、『長征図鑑』には『紅星報』という中共の機関誌に載った「決議大綱」という説明の写真が収録されているが、同誌には「決議大綱」が掲載された事実は確認されていない。
- (21) 生成をめぐってこのような不明確な点があるためか、中共の公式歴史資料集である前掲『中共中央文件選集』や『建党以来重要文獻選編(1921-1949)』には、この「決議大綱」も「致電」も収録されていない。
- (22) 石永言「鄧小平与遵義會議」『党的文献』1993年第3期。
- (23) ただし、この文書が伝える情報のうち、会期が三日間だった(時期については言及なし)ということは、一部の党史関係者には知らされていたようで、遵義會議40周年を記念して書かれた論説の中には、会が3日にわたって開催されたと記すものがある(《紅軍長征》編写組「偉大的歷史轉折点——遵義會議」『文匯報』1975年10月21日)。
- (24) 筆跡鑑定をはじめとする作成者捜しの過程については、朱世榮「關於《(乙)遵義政治局擴大會議》的幾點考証」(『文獻和研究』1985年第1期；のち遵義會議紀念館編『陳雲与遵義會議』初版、中央文獻出版社・党建讀物出版社、2004年所収)、費侃如「《遵義政治局擴大會議傳達提綱》的發表及其意義」(前掲『陳雲与遵義會議』初版)が詳しい。前者の著者の朱氏は中央檔案館の関係者、後者の著者の費氏は長年遵義會議紀念館の館長をつとめた歴史家である。なお、陳雲と遵義會議の浅からぬ縁を顕彰するために編纂された『陳雲与遵義會議』は、2010年に第二版が刊行されたが、そのさいに費氏の論文のみは収録されなかった。理由は不明である。
- (25) 齊得平「陳雲《(乙)遵義政治局擴大會議》手稿考」(『党史研究資料』2003年第6期)。中央檔案館への電話回答の日付については、5月9日という説もある(『陳雲年譜』下巻、中央文獻出版社、2000年、296頁)。
- (26) この不可解な説明の背後には、この文書を見たさいの陳雲の誤解(思い込み)があったようである。つまり、その文書はもともとモスクワの駐共産国際代表団の文書に含まれていたわけだが、陳雲は自分が中国を離れた後に、誰かが保管して長征とともに陝北へ運んだものだと勘違いしたようなのである(前掲齊得平「陳雲《(乙)遵義政治局擴大會議》手稿考」)。
- (27) 「胡喬木より朱佳木あて書簡(1983年2月6日)」、『胡喬木伝』編写組編『胡喬木書信集(修訂版)』人民出版社、2015年、414頁の注①、及び朱佳木「听陳雲同志談党史」『中共党史研究』2005年第4期。
- (28) 前掲「胡喬木より朱佳木あて書簡(1983年2月6日)」。
- (29) 「発表陳雲同志《(乙)遵義政治局擴大會議》的説明」『中共党史資料』第6輯、1983年。なお、この説明では、文獻は「中央檔案館に所蔵されている」とのみ記されており、もともとモスクワのアルヒーフ由来であることは伏せられていた。

- (30) 「胡喬木の陳雲あて書簡（1984年11月25日）」（前掲『胡喬木書信集（修訂版）』513-515頁）。
- (31) 前掲『陳雲年譜』下巻、368頁。
- (32) 「胡喬木の人民出版社編集部あて書簡（1984年11月13日）」（前掲『胡喬木書信集（修訂版）』509頁）。
- (33) 『遵義会議文献』をめぐって行われた資料改変を批判したものとして、費侃如「慎待檔案——關於遵義會議兩份重要檔案改動情況」（『貴州檔案』2003年5月）がある。
- (34) それら長征の記録・記憶に関する個別研究（日本語）としては、『二万五千里』については、笠屋一「長征物語」の形成と背景——長征史研究の現在とその問題」（『目白大学人文学研究』第8号、2012年）、『中国の赤い星』については、拙著『赤い星は如何にして昇ったか——知られざる毛沢東の初期イメージ』（臨川書店、2016年）などがある。また、それら長征にかんする記録・報道全般については、丁曉平『世界是怎样知道长征的』（中国青年出版社、2016年）が、その資料集としては陳宇編著『誰最早口述长征』（解放军出版社、2006年）がある。
- (35) ロシア語版もある：Лян Чэн, Западный поход китайской красной армии, «Национально-колониальные проблемы», 1937, № 39, стр. 36-93.（廉臣「中国紅軍の西征」『民族・植民地問題』）。Лян Чэн（廉臣）и Ян Дин-Хуа（楊定華）, «Западный поход Китайской красной армии»,（中国紅軍の西征）, Москва, Госполитиздат, 1938.
- (36) 『共產主義インターナショナル』各国語版での掲載状況は次のとおり。露語版（Ши Пин, Героический поход, «Коммунистический Интернационал», 1935, № 33-34, стр. 26-41, 1935年12月）、独語版（1936年1月）、英語版（同2月）にも掲載されている。このほか、ロシア語版は1935年11月発行のソ連共産党中央の機関誌『ボリシェヴィーク』（Большевик）第22号にも、また英語版は1936年1月にロンドンで刊行された『危機の中国』（*China at Bay*, London: Modern Books, Jan. 1936.）にも掲載されている。日本語としては、前掲『中国共産党史資料集』第8巻が『共產主義インターナショナル』ドイツ語版から翻訳したものを収録している。
- (37) 前掲朱佳木「听陳雲同志談党史」。
- (38) 陳雲「在共産国際執行委員会書記處會議上關於紅軍長征和遵義會議情況的報告」『党的文献』2001年第4期。もとの文書はロシア語で、その翻訳が公表された。もとのロシア国立社会・政治史アルヒーフ（RGASPI）での文書番号は記されていないが、中国革命とソ連の関係史資料集（『全連邦共産党（ボ）、コミンテルンと中国』第4集（«ВКП(б), Коминтерн и Китай: Документы, Т.IV (1931-1937)», Москва, 2003；漢訳は中共中央党史研究室第一研究部訳『聯共（布）、共産国際與中国蘇維埃運動（1931-1937）』中共党史出版社、2007年）の関連議事録（文書番号338, 339）の注記によれば、ф.495, оп.18, д.1012の文書と見られる。
- (39) 「鉛筆で指揮を執る戦略家」とはオットー・ブラウンを指すとみられる。
- (40) 前掲『全連邦共産党（ボ）、コミンテルンと中国』第4集、第339文書の注5（中国語版では注4）。
- (41) 今日、我々が目にし得るこの決議の文言は、1945年4月のものではない。決議は、1945年8月と1950年代初めにそれぞれ修正されており、それらの間にはかなりの異同がある。秦邦憲や王明が左傾の誤りを犯した指導者として名指しされるようになるのは、1953年の『毛沢東選集』第3巻出版のうちに、決議が付録として収録されたさいのことである。今日、1945年時点の決議自体を見ることはかなわない。それら「歴史決議」の各種版本とそのさいの修

- 正については、その事情を詳しく知る胡喬木が回想の中で語っており（前掲『胡喬木回憶毛沢東（増訂本）』321-327頁）、関連研究もある（小竹一彰「『若干の歴史的問題に関する決議』（1945年4月）の原型復元のための一作業』『共産主義と国際政治』9巻1号、1984；周兵「『關於若干歷史問題的決議』的版本研究』『中共党史研究』2012年第3期）。
- (42) 周国全、郭徳宏『王明伝（増訂本）』人民出版社、2014年、485-498頁。
- (43) Ван Мин, «Полвека КПК и предательство Мао Цзэ-дуна», Москва, 1975.（漢訳：徐小英等訳『中共50年』東方出版社、2004年；英語版：V. Schneierson trans., *Mao's Betrayal*, Moscow, Progress Publisher, 1979；日本語訳：高田爾郎・浅野雄三訳『王明回想録——中国共産党と毛沢東』経済往来社、1976年）。
- (44) 例えば、前掲『中国共産党史資料集』第8巻（1974年刊）には、日本語訳が収録されているが、資料の解題は、「筆者施平については不詳」としている（82頁）。
- (45) Ван Мин, «Полвека КПК и предательство Мао Цзэ-дуна», стр. 29-30, 32（邦訳『王明回想録——中国共産党と毛沢東』39, 42頁）。ちなみに、王明は『共産国際』（中文版）をもとにして議論を展開しているが、他の言語の『共産主義インターナショナル』でも、遵義会議についての言及はない。
- (46) 同前 стр.21（邦訳32頁）。
- (47) 「劉英談共産国際」（『何方談毛沢東外交』香港城市大学出版社、2018年、330頁）。
- (48) 前掲吉田隆英「遵義會議の真実——毛沢東神話の誕生」は、遵義會議の出席者の多くが文革期に迫害される中、ひとり陳雲がそれを免れたのは、「遵義會議の秘密を知る陳を下手に拘束して余計なことを話されたらまずいと毛が考えて保護したから」という面白い説を出している。ただ、拘束された場合、陳雲は誰にその秘密を話すのだろうか。
- (49) 「胡喬木より滕文生あて書簡（1981年10月15日）」（前掲『胡喬木書信集（修訂版）』318-319頁）。
- (50) 胡喬木はこうした誹謗への反駁は、「決議」（第二歴史決議）に若干の注を付けて済ませられる問題ではなく、個別の対策が必要だと述べていた。なお、この1982年前後には張国燾回想批判本が何冊か刊行されている（于吉楠『張国燾和《我的回憶》』四川人民出版社、1982年；成仿吾『記叛徒張国燾』北京出版社、1985年）が、これらは胡喬木らのこうした意を受けて発行されたものと見ることができよう。一方、王明への反駁については、「結構面倒な作業」だったせいか、目立った単行本の発行には至らなかったようである。
- (51) この見解をとるものに、周一平「《英勇的西征》作者究竟是誰」（『探索与争鳴』2012年第8期）があり、筆者も賛成である。
- (52) 毛沢東が古くからの同志、例えば周恩来に対して、脅し文句のように、晩節を汚さぬよう求め、周も繰り返し晩節を口にしていたことは、高文謙『晩年周恩来』（明鏡出版社、2003年）の第二章「文革之初的“保持晩節”心態」に詳しい。
- (53) 向青「中国蘇維埃運動的歷史文献——介紹陳雲同志的《英勇的西征》和《中国共産党是中国蘇維埃和紅軍的組織者与領導者》」『党史研究資料』1982年第11期。なお、この文章の著者である向青は、施平を陳雲のペンネームだとしている。なお、1950年代の長征に関する資料集としては、人民出版社編『中国工農紅軍第一方面軍長征記』（人民出版社、1958年）なるものが出ており、「隨軍西行見聞録」は収録しているが、「英勇的西征」は収録されていない。
- (54) 『党史資料』の編纂、発行、およびそれと関連する中共による歴史資料の編纂の沿革に関

- しては、拙稿「中国共産党による党史資料編纂の歩み——1950年代の雑誌『党史資料』を手がかりに」(『東洋史研究』73巻1号、2014年)を参照。
- (55) 陳群「關於陳雲向共産國際報告紅軍長征和遵義會議的情況」『党的文獻』2001年第4期。
- (56) この証言は、注37の朱佳木の回想に照応する。
- (57) 「中央政治局會議(1936年9月15-16日)での毛沢東の發言」(楊奎松『毛沢東與莫斯科的恩恩怨怨』第3版、江西人民出版社、2005年、133頁)。
- (58) 張培森主編『張聞天年譜(修訂本)』上巻、中共党史出版社、2010年、257頁。
- (59) 「中央政治局會議(1940年12月4日)での毛沢東の發言」(中共中央文獻研究室編『毛沢東年譜(修訂本)』中巻、中央文獻出版社、2013年、235頁)。
- (60) 中共、特にその政治文化にたいするソ連共産党、スターリンの影響(『全連邦共産党(ボ)歴史小教程』)については、拙稿「コミンテルンから中国革命・中ソ対立へ」(松井康浩編『ロシア革命とソ連の世紀』第2巻(スターリニズムという文明)岩波書店、2017年)を参照されたい。
- (61) 「接見日本社会党人士佐佐木更三、黒田寿男、細迫兼光等の談話(1964年7月10日)」(『毛沢東思想万歳』1969年8月版、542頁)。なお、龔溜めの菩薩については、1971年の南巡のさいにも口にしてしている(汪東興『毛沢東与林彪反革命集团的闘争』当代中国出版社、1997年、116頁)。
- (62) 「在広州中央工作會議上的講話(1961年3月23日)」(『毛沢東文集』第8巻、人民出版社、1999年、263頁)。なお、凱豊とのやりとりについては、毛は前掲の佐々木更三らとの会見でも口にしてしている(中共中央文獻研究室編『毛沢東伝』第1巻、中央文獻出版社、2013年、346-347頁)。
- (63) その10回とは、①：陳独秀の“右傾投降主義路線”；②：李立三の“左傾冒險主義路線”、③：瞿秋白の“左傾冒險機會主義”路線；④：羅章龍の“分裂主義路線”；⑤：張国燾の“分裂主義路線”；⑥：王明の“先に左、後に右の機會主義路線”；⑦：高崗、饒漱石反党集團の分裂主義路線；⑧：彭德懷らの“右傾機會主義路線”；⑨：劉少奇のブルジョア司令部；⑩：林彪反革命集團である(『建国以来毛沢東文稿』第13冊、中央文獻出版社、1998年、242-255頁)。
- (64) 中共中央文獻研究室編『毛沢東年譜1949-1976(修訂本)』第6巻、中央文獻出版社、2013年、583-584頁。